



服部事務所 だより

ご連絡先 : 〒683 - 0003 米子市皆生5 - 5 - 5

電話 : 0859-33-8594 FAX : 0859-33-8775

e-mail : hattori@sea.chukai.ne.jp http://www.chukai.ne.jp/hattori/

平成21年10月増刊号

アルバイト・パート社員の

「働く理由」「辞める理由」

大手人材総合サービス企業が、アルバイト・パートとして就業中の労働者(約 3,000 名)を対象に、「働く理由」・「辞める理由」に関する意識調査を実施し、その結果が発表されました。

働く理由...1位「生活費」

「働く理由」については、「生活費を補いたかったので」(42.9%) 「趣味に使うお金が欲しかったので」(36.1%) 「時間を有効に使いたかったので」(33.3%)となっています。

昨年の結果と比較すると、「生活費を補いたかったので」が0.7ポイントとわずかながら増加しています。また、「趣味に使うお金が欲しかったので」が9.1ポイント減少し、1位と2位が逆転しました。

遊びのためや生活の余裕を得るためではなく、生活費を稼ぐ必要に迫られてアルバイト・パートを始めた人が増加していると考えられます。

辞める理由...1位「店長や社員の人の雰囲気が悪いから」

一方、「辞める理由」については、「店長や社員の人の雰囲気が悪いから」(24.2%) 「給与が低いから」(16.2%) 「楽でない・疲れる仕事だから」(15.0%)となっています。

昨年の結果と比較すると、「店長や社員の人の雰囲気が悪いから」が、5.8ポイントの大幅な増加となり、2位との差を広げています。また、「給与が低いから」は昨年から4.1ポイント、「もっとよい条件の仕事が見つかったから」は3.9ポイント伸びています。

訂正とお詫び(10月号記事について)

10月号「出産育児一時金」の記事の中で42万円(39万円)に増額支給される時限を、日本法令情報を元に「平成22年3月」として掲載していましたが、調査確認したところ、**正しくは「平成23年3月」**でした。誤った内容で、一部既に配布しておりましたので、訂正・お詫び致します。

なお、9月末以降配布の10月号は訂正済みのものです。

9月分から始まった

都道府県別の健康保険料率

鳥取県は変更なし

「政府管掌健康保険」が「全国健康保険協会」(通称:協会けんぽ)に移行されてからまもなく1年が経ちます。協会けんぽ設立に伴い決定されていたのが「都道府県別の健康保険料率の設定」です。

今年3月末にこの料率が決定され、9月分の保険料から実施(一般被保険者については10月納付分から、任意継続被保険者については9月納付分から)されていますが、鳥取県の場合、今まで通り8.20%で、変更ありません。

地域間格差広がる?

次年は全国平均で9.00%になるという報道もあり、鳥取県も料率アップの可能性がります。

健康保険料でも地域間格差がつく、広がるという状況は、憲法25条の「生存権の保障」という点からみて問題があると言わざるを得ません。

全国47都道府県別の保険料率は次の通りです

- ・8.26%(北海道)
- ・8.25%(佐賀県)
- ・8.24%(徳島県、福岡県)
- ・8.23%(香川県、熊本県、大分県)
- ・8.22%(大阪府、岡山県、広島県、山口県、長崎県、鹿児島県)
- ・8.21%(青森県、秋田県、石川県、奈良県、和歌山県、島根県、高知県)
- ・**8.20%**(福島県、福井県、兵庫県、**鳥取県**、宮崎県、沖縄県)
- ・8.19%(宮城県、神奈川県、富山県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、愛媛県)
- ・8.18%(岩手県、山形県、茨城県、栃木県、東京都、新潟県、滋賀県)
- ・8.17%(群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、静岡県)
- ・8.15%(長野県)

マスク励行中

当事務所では、10月1日より、新型インフルエンザ予防のため、マスクを着用しています。お見苦しいとは思いますが、ご容赦ください。